

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税

みなす申告通知書の送付一部取りやめについて（お知らせ）

島根県税務課

島根県では、中間申告義務のある法人から申告期限内に申告書の提出がなかった場合、納付の有無に関わらず全ての法人に対して当該申告書の提出があったものとみなす「通知書」を送付してきましたが、以下のとおり取扱いを変更します。

記

1 変更対象の法人

申告書の提出があったものとみなす法人のうち、中間申告に係る税額が完納となっている法人

※完納済みであっても、県民センターに納付の情報が届いていない等の場合、行き違いにより送付する場合があります。

2 変更内容

「みなす申告通知書」の送付を取りやめ

3 変更時期

令和元年 11 月送付分より

4 問い合わせ先

県民センター名	所在地・連絡先	所管区域
東部県民センター 法人課税課	〒690-8551 松江市東津田町 1741-2 (松江合庁 2 階) TEL 0852-32-5621	松江市・出雲市・安来市・ 雲南市・隠岐の島町・海 士町・西ノ島町・知夫村・ 奥出雲町・飯南町
西部県民センター 法人・軽油課税課	〒697-0041 浜田市片庭町 254 (浜田合庁 1 階) TEL 0855-29-5519	浜田市・益田市・大田市・ 江津市・川本町・美郷町・ 邑南町・津和野町・吉賀 町